

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

実質的な収益者の概念による会社法第 22-1 条

国際間の資金洗浄防止を目的に 2018 年アジア太平洋マネーロンダリング対策グループ (asia pacific group on money laundering 以下 APG と称する) 制度を構築するにあたり、2018 年 7 月 6 日台湾立法院に於いて、会社法第 22-1 条の三読が通過され。会社法明文規定により、今後、毎年定期的に関連資料を中央主務機関が設けたラットフォームにて申告を行わなければならない。

会社法第 22-1 条全文

会社は、毎年定期的に取り締役、監査役、経理人及び発行した株式総数又は資本総額の 10%以上の株式を保有する株主について、その氏名又は名称、国籍、生年月日、又は設立年、月、日、身分証明書番号、保有する株式数、又は出資額及びその他の中央主務期間が指定した事項を電子方式で、中央主務機関作成若しくは指定した情報サイトで申告をしなければならない。変更が生じた場合、15 日以内に申告をしなければならない。ただし、一定の条件に満たず会社の場合、適用しない。(第 1 項)

前項の資料について、中央主務機関は定期的に監査を行わなければならない。(第 2 項)

第 1 項に於ける情報サイトの構築又は指定、資料の申告期間、フォーマット、経理人の範囲、一定条件の会社の範囲、資料の収集、処理、利用及び所要費用、指定事項の内容、前項の監査手続き、方式及びその他遵守すべき事項の方法については、中央主務機関と法務部の定めるところによる。(第 3 項)

第 1 項の規定に従い申告をせず、又は申告内容に不実があり、中央主務機関より是正するよう期限が定められ、期間内に是正しなかった場合、会社の代表董事に対し、NT\$5 万以上、NT\$50 万以下の過料に処する。中央主務機関より再度是正するよう期限が定められ、期間内に是正しなかった場合、是正するまで、会社の代表董事に対し、その都度 NT\$50 万以上、NT\$500 万以下の過料に処する。事情が重大の場合、会社登記を廃止する。(第 4 項)

前項の場合、第 1 項の情報サイトにて、その処理状況をその都度掲載しなければならない。(第 5 項)

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。